

## 支給対象となる方

支給申請時に次のすべての要件に該当する方が対象となります。ただし、要件の1と2については、延長及び再延長時には問いません。また、下記の「基準額」は世帯人数によって異なります。

1. 離職後2年以内であること。
2. 離職等の日において、主な生計維持者であったこと。
3. 離職により住宅を喪失、または喪失するおそれがあること。
4. 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入の合計額が、基準額と家賃額（上限あり）を合算した額以下であること。
5. 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
6. 国や地方自治体等が実施する類似の貸付や給付等を、申請者も申請者と生計を一にする同居の親族も受けていないこと。
7. 生活保護受給中でないこと。
8. 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が暴力団員でないこと。
9. 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

過去にこの給付金を受給された方は、離職理由が「事業主都合」の場合に限り、再申請ができます。

常用就職とは、雇契約において雇用期間の定めのない契約、または雇用期間が6ヶ月以上の契約のことをいいます。

基準額とは、町田市民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し、12分の1を乗じて得た額をいいます。

なお、住居確保給付金の受給期間内に新たに就労による自立が困難な場合や、就労の状況が以前と同じ状態に戻らない場合は、生活保護の申請をご検討ください。